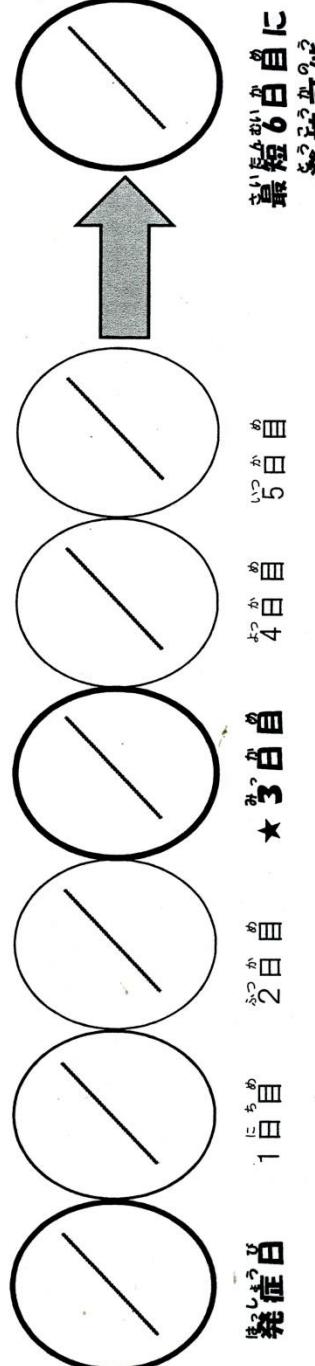


出席停止期間確認表

○学校保健安全法によってインフルエンザでの出席停止期間が、
「発症後5日を経過、かつ解熱後2日を経過するまで」となっています。

お子様は がつ 月 いちかめ 日に発症されていますので、★3日目の がつ 月 いちかめ 日に登校が可能になります。
なつていれば、6日目の がつ 月 いちかめ 日に登校が可能になります。
その日までは熱がなく、元気でも登校は出来ませんのでご注意下さい。



★3日目に平熱にさがらなかった場合は、出席停止期間が延長されます。4日目、5日目と様子を見ていただき、熱が下がってから2日間は自宅で療養して下さい。その後、登校は可能です。

平成 年 月 日

完治届（インフルエンザ）

学校長殿

第 学年組
氏名
医療機関名

＜欠席・治療を要した期間＞
自 平成 年 月
至 平成 年 月

下記の該当するどちらか、または両方の番号に丸をつけてください

1 医師から病気が完治したと診断された
2 家庭における観察により、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過したことを見たことを確認した。

＜注意事項＞運動の制限等の必要がある場合は記入してください

以上により、完治したことを届けます

保護者名 印